

改定入管法による中長期在留者の義務規定と罰則規定

義務項目		違反形態	条項	罰則(A-E)・在留資格取消(Y)・退去強制(X)
届 出 行 為	住居地新規・変更届 <sup>[1]</sup>  (新規：第19条の7、 第19条の8) (変更：第19条の9)	虚偽届出	第71条の2	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第22条の4第1項10	Y: 在留資格取消
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
		届出遅延	第71条の3	D: 14日を超えると20万円以下の罰金 [2]
			第22条の4第1項8,9	Y: 90日を超えると在留資格取消
	身分事項変更届 (第19条の10) 所属機関変更届 (第19条の16) 配偶者との離婚死別届 (第19条の16)	虚偽届出	第71条の2	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
届出遅延		第71条の3	D: 14日を超えると20万円以下の罰金	
在 留 カ ー ド	カード受領 (第23条)	不受領	第75条の2	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード常時携帯 (第23条)	不携帯	第75条の3	D: 20万円以下の罰金
	カード提示 (第23条)	提示拒否	第75条の2	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード更新 (永住者・16歳未満) (第19条の11)	更新遅延	第71条の2	C: 有効期間を超えると1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード再交付 (第19条の12)	再交付遅延	第71条の2	C: 14日を超えると1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード再交付命令 (第19条の13)	命令不遵守	第71条の2	C: 14日を超えると1年以下の懲役または20万円以下の罰金
			第24条第1項4の4	X: 退去強制(上記懲役に処せられたもの)
	カード返納 (第19条の15)	返納遅延	第71条の3	D: 14日を超えると20万円以下の罰金
	代理人 <sup>[3]</sup> の義務 (第61条の9の3) その違反(住居地新規・変更届遅延, 身分事項変更届遅延, 変更記載済みカ ード・再交付カード不受領, 更新・再 交付遅延, 再交付命令不遵守)			第77条の2
偽 変 造	カード偽変造およびその行 使、提供・收受	第73条の3, 73条の5 第74条の7	A: 1年以上10年以下の懲役 (未遂・準備行為を罰する; 国外犯規定)	
	偽変造カードの所持	第73条の4, 74条の7	B: 5年以下の懲役または50万円以下の罰金 (国外犯規定)	
	偽変造、行使、提供・收受、 所持と、それらの示唆、幫助	第24条第1項3の5	X: 退去強制(準備行為をふくむ)	
他人名義カードの行使、提供、収 受、所持、自己名義カードの提供	第73条の6, 74条の7	C: 1年以下の懲役または20万円以下の罰金 (未遂を罰する; 国外犯規定)		
	第24条第1項3の5	X: 退去強制		

[1] 新住居地の届出。 [2] 住民基本台帳法による行政罰(5万円以下の過料)がある。 [3] 入管法の定める義務的代理人。

(佐藤信行「過重な負担、加重された罰則」外国人入管法連絡会編『外国人・民族的マイノリティ人権白書 2010』明石書店 2010年、

